

## 規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）規制の名称：上場株式等の配当等の支払をする者等に対する当該支払に関する情報提供義務等の新設規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：保険局高齢者医療課評価実施時期：令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 当該規制の新設にかかる費用は、情報提供を行うためのシステムの整備や都度の情報提供に係る費用が想定されるが、年間10億円又は1回当たり1万円には達しない見込みであるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設】

#### <法令案の要旨>

- ・ 後期高齢者医療制度において、確定申告されない上場株式等の配当等を保険料の算定等に勘案することができるよう、金融機関等が当該配当等の支払等に係る情報を後期高齢者医療広域連合に対して提供する義務等を設ける。

#### <規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 金融所得のうち、上場株式等の配当所得等の課税方法については、確定申告と申告不要のいずれかを選択することができる。確定申告を行った場合には、総合課税又は申告分離課税により、市町村が当該所得を把握できるかたちで地方税等の課税が行われる一方で、申告不要を選択した場合には、源泉徴収により所得税（復興特別所得税を含む。）及び地方税が源泉徴収されることで課税が終了するため、市町村において当該所得が把握されず、保険料の算定及び自己負担割合等の判定（以下「保険料の算定等」という。）においても勘案されない。
- ・ こうした不公平を是正するため、確定申告されない金融所得についても後期高齢者医療広域連合が正しく把握し、保険料の算定等に勘案することができるよう、税制において金融機関等が税務署長に提出することとされている法定調書の情報を活用するため、金融機関等が法定調書に係る情報を後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）にもオンラインにより提出することを義務付ける規定を設ける必要がある。

#### <必要となる規制新設の内容>

- ・ 被保険者等に対して上場株式等の配当等の支払等を行う者（以下「配当等支払者」という。）は、当該支払に関する事項（以下「支払事項」という。）であって厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより被保険者等が居住する市町村が加入する広域連合に対して情報処理組織を使用する方法として厚生労働省令で定めるもの等により提出しなければならないものとする。
- ・ また、配当等支払者が支払事項を期日までに提出しない場合又は虚偽の内容を提供した場合には、広域連合は条例で一年未満の拘禁刑又は五十万円未満の罰金刑を科す旨の規定を設けることができる。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設】

- ・ 従来の高齢者像が大きく変化する中で、高齢者をはじめ、負担能力に応じて支え合う仕組みとすることで、被保険者の世代間や世代内での公平性を高めることに寄与する。

## 3 負担の把握

### 【新設】

#### <遵守費用>

- ・ 配当等支払者は、情報提供を行うためのシステムの整備や都度の情報提供に係る費用が生じる。

#### <行政費用>

- ・ 行政は、保険料の算定等にあたり、提供を受けた支払情報を勘案するための費用が生じる。

#### 4 利害関係者からの意見聴取

##### 【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・検討に当たっては、金融機関の負担に配慮いただくとともに、貯蓄から投資への流れを阻害することがないよう配慮いただきたい旨の意見があった。

##### <関連する会合の名称、開催日>

- ・医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議

##### <関連する会合の議事録の公表>

- ・[医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議 | 内閣官房ホームページ](#)

#### 5 事後評価の実施時期

##### 【新設】

##### <見直し条項がある法令案>

- ・この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。